

災害時における施設の提供及び被災者の支援等に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人L i n k t o（以下「乙」という。）は、千葉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、施設の提供及び被災者の支援等の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が行う災害対策に乙が協力することにより、地域住民の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、本協定により協力を要請しようとするときは、乙に対し、様式第1号「協力要請書」（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の方法により行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施等）

第3条 乙は、甲の前条の規定による要請を受けたときは、遅滞なく協力の実施に向けた調整及び準備を行うものとする。ただし、災害の状況等から協力の実施が困難であると乙が判断した場合には、この限りではない。

2 前項の調整の結果、当該要請への対応可否について、乙は速やかに、甲に報告するものとする。

3 乙が前条による要請に応じた後においても、災害の状況等に鑑みて協力の継続が困難であると乙が判断する事情が生じた場合には、協力の一時中断又は中止も含めたその後の対応について、甲と乙とで協議を行い、これを決定するものとする。

4 乙は、当該協力の実施後遅滞なく様式第2号「実施報告書」（以下、「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

（協力の内容）

第4条 甲が乙に対し、本協定により要請を行う内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）車中泊避難を行う者の受け入れを目的とした施設の提供及び車中泊避難者への支援
- （2）避難者が同行避難を希望する家庭動物の飼育及び健康管理の支援

2 前項の協力は、以下の施設の敷地内のうち、乙があらかじめ指定した施設、区画又は区域（以下「提供施設」という。）において行うものとする。

施設名	所在
老犬ホーム スマイルフラワー	千葉県千葉市緑区平川町 1 3 4 9 - 1 1

(施設の提供及び車中泊避難者への支援)

第5条 乙は、前条第1号に基づく協力を行うときは、提供施設の安全点検を実施した上で、受け入れが可能と判断した場合に、提供施設の全部又は一部を当該受け入れ場所として提供するものとする。

2 乙は、前項に基づき提供施設を提供するときは、次の各号に定める事項について、車中泊避難者への支援を行うよう努めるものとする。

(1) 休憩スペースの提供

(2) トイレ設備及び水道設備の提供

(3) 甲が発信する情報、提供施設周辺の被害状況、道路状況等の情報の提供

3 前2項に定める提供施設の提供及び支援の期間は、原則として、受け入れ開始から3日間とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ、期間を延長することができる。

(車中泊避難者の受け入れ場所の開設及び管理運営等)

第6条 甲は、前条に基づき協力を得た場合は、乙と連携してその受け入れ場所における開設及び管理運営を行うものとする。

(避難者の飼育動物の飼育及び健康管理の支援)

第7条 乙は、第4条第2号に基づき協力を行うときは、避難者が同行避難を希望する家庭動物等に対して、その飼育及び健康管理の支援が可能と判断場合には、提供施設において必要な支援を行うものとする。

2 前項に基づく支援の対象となる動物（以下「対象動物」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 避難者が同行避難を希望する犬及び猫のうち支援が必要となるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、甲乙協議のうえ定める動物

3 支援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 負傷した対象動物に応急手当を実施すること

(2) 避難生活における対象動物の飼育について、飼い主等に対し必要な指導をすること

(3) 対象動物の健康管理について、飼い主等に対し必要な指導をすること

(4) 前3号に掲げるもののほか、甲乙協議のうえ定める必要な支援

(被害情報の収集・伝達)

第8条 甲と乙は、災害時等において、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲と乙は、速やかに連絡を取ることができる体制を予め整備しておくものとする。

(提供施設の閉鎖)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、提供施設を閉鎖し、車中泊避難者及び退避車両の退去を求めることができるものとする。

(1) 甲が、提供施設の提供の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合

(2) 乙が、提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断し、乙が甲に連絡した場合

(3) 第3条又は第4条に基づき提供施設を使用する者（以下「使用者」という。）による迷惑行為、事故、提供施設以外の場所の占有又は利用等があった場合

(4) その他、合理的な理由により、乙が提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

2 前項に基づく使用者の退去にあたっては、甲は責任をもって対処するものとする。

(費用負担)

第10条 第5条第1項第1号及び第2号に基づき乙が行った支援に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2 乙は、第7条に基づき支援を行った場合は、その行為の対象となった動物とともに避難した者又は当該動物の所有者や占有者に対し、原則としてその支援に要した費用の負担を求めるものとする。

(事故等の報告)

第11条 乙は、本協定による協力の実施において事故等があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

(損失補償及び損害賠償)

第12条 本協定による協力の実施において生じた損害は、当該損害の発生について責めに帰すべき事由を有する者が負担するものとする。

2 乙は、本協定による協力の実施において第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由がある場合に限り、その損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第13条 本協定により協力に従事した者（以下「従事者」という。）が、その実施におい

て負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、従事者が加入する保険により対応するものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

(個人情報保護)

第14条 甲及び乙は、本協定による協力に関して、活動上知り得た個人情報を外部に漏らしてはならない。本協定の終了後も同様とする。

(秘密保持)

第15条 甲及び乙は、本協定による協力の実施に際し、知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。本協定の終了後も同様とする。

(法令順守)

第16条 乙は、本協定による協力の実施に際し、関係法令を遵守しなければならない。

(平時の連携等)

第17条 甲及び乙は、本協定による協力が円滑に実施できるよう、平時において連絡担当者確認書(様式第3号)(以下、「確認書」という。)を作成し、相互に交換し、連絡体制を構築するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により通知した事項に変更があった場合は、確認書を修正し、速やかに相手方に通知するものとする。

3 乙は、本協定に基づく協力について、安全かつ効果的に実施し、かつ災害時に市民が安心して利用できるよう、甲と連携して、平時において甲が実施する訓練への参加や対応マニュアルの整備等に努めるものとする。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定解消の申し出がないときは、有効期間は、同様の内容でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第19条 本協定に定めがない事項及び本協定に関する疑義については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名のうえ、それぞれ1通保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市

千葉市長 神谷 俊一

乙 千葉県市原市ちはら台南4丁目3番地6

特定非営利活動法人L i n k t o

理 事 張 本 和 貴